

HRタイムズでは、人材活用や人事労務に関する旬な情報をお届けします。

■特集■インボイス制度（適格請求書等保存方式）について

すでにご準備を進められている企業様が多いかと思いますが、今号では、2023年10月1日から開始するインボイス制度について特集いたします。

1 インボイス制度について

インボイス制度とは、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式のことをいいます。買手は消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として売手（インボイス発行事業者）が交付する「インボイス」等の保存をする必要があります。売手は、インボイスを交付するためには、事前にインボイス発行事業者の登録を受ける必要があります。（インボイス発行事業者登録を受けると、課税事業者として消費税の申告が必要となります）

インボイス発行事業者の登録を受けるかどうかは事業者の任意です。

2 インボイス制度のポイント

●「インボイス（適格請求書）」とは？

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段であり、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類するものをいいます。

※様式は必要な事項が記載されたものであれば名称を問わず、手書きであってもインボイスに該当します。

請求書 △△商事株式会社
登録番号 T012345...

11月分 131,200円 ××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...		
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

※軽減税率対象

①適格請求書発行事業者の氏名又は名称および登録番号

②取引年月日

③取引内容（軽減税率の対象品目である旨）

④税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）および適用税率

⑤税率ごとに区分した消費税額等

⑥書類の交付を受ける事業者の氏名または名称

※赤字は現行の「区分記載請求書」をインボイスにした場合、追加が必要な事項です

●売手がインボイス発行事業者登録をしないとどうなるか（取引先が登録していないなど）

売手は買手に対し、インボイスを交付できないため、買手は仕入税額控除の適用を受けられないということになります。

売手がインボイスを交付した場合と比べ、買手の納付税額が大きく計算されます（一定期間経過措置あり）。

●インボイス制度開始までの準備事項の一例（課税事業者）

売手	買手
- インボイス発行事業者登録 - どの書類をインボイスとするか検討・改訂 - インボイス交付・写しの保存方法 （必要に応じて）価格の見直し等	- インボイスの保存・管理体制検討 - 取引先のインボイス発行事業者登録有無等、事前確認 - 仕入税額の計算方法の確認 - 自らが作成した仕入明細書等をインボイスとする場合にはフォーマットの改訂等、検討の必要あり

詳細は国税庁の制度案内用リーフレットや特設サイトにて最新の情報をご確認いただけます。財務省や中小企業庁よりインボイス制度に取り組む事業者向けに各種支援措置情報が掲載されていますのでご検討中の事業主様はぜひご確認ください。

人事労務ニュース振り返り

12月～2月に取り上げられたニュースを振り返り、人材業界の動向をご案内致します。

◆正社員の人手不足加速傾向

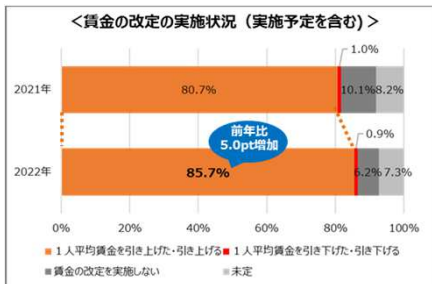
「労働経済動向調査（令和4年11月）の概況」によると、労働者の過不足状況判断D.I.（「不足」の割合から「過剰」の割合を引いた数値）は、正社員が+44ポイントで8月の前回調査から3ポイント上昇しています。コロナの行動制限緩和を背景に、人手不足がさらに強まっている傾向です。

厚生労働省「労働経済動向調査（令和4年11月）の概況」より

◆賃金引き上げ特設ページ開設へ

厚生労働省は「賃金引き上げ特設ページ」を開設。この特設ページでは、賃金引き上げを実施した企業の取り組み事例や、各地域における平均的な賃金額がわかる検索機能など、賃金引き上げのために参考となる情報を掲載しています。

企業の賃金引き上げの実態として、＜令和4年「賃金引き上げ等の実態に関する調査」＞の「賃金の改定の実施状況（実施予定を含む）」によると、「1人平均賃金※を引き上げた・引き上げる」企業の割合は85.7%（前年80.7%）と賃金を引き上げた・引き上げる企業が前年比5.0pt増加しており、さらに賃金引き上げの動きが高まりそうです。



厚生労働省「令和4年賃金引き上げ等の実態に関する調査」より当社作成

厚生労働省「令和4年賃金引き上げ等の実態に関する調査」、「賃金引き上げ特設ページ開設」より

◆「仕事や職業生活に関するストレスを感じている」労働者は 74.3%

日本労働組合総連合会より、「コロナ禍における職業生活のストレスに関する調査2022」結果が公表されました。

ストレスとなっていると感じるものは1位「職場の人間関係」、2位「仕事の量」、3位「地位・待遇」の順でした。雇用形態別にみても、ストレスを感じている人の割合は正規雇用者で79.7%と約8割にのぼり、非正規雇用者とは比べ、13.8ポイント高い状況でした。

残業時間別では、残業が長くなるほど、「仕事の量」「仕事の質」をストレス要因とする回答が高く、コロナ禍前に比べストレスが「かなり増えた」との回答が高い傾向にあります。特に労働時間制度が「フレックスタイム制」や「変形労働時間制」では全体と比べて残業時間が長い傾向にあるようです。

日本労働組合総連合会「コロナ禍における職業生活のストレスに関する調査2022」より

◆障がい者雇用率、段階的に引き上げへ

労働政策審議会の障害者雇用分科会にて、23年度から法定雇用率を企業については現行の2.3%から段階的に0.4ポイント引き上げる方針が示されました。ただし、雇用について計画的な対応が可能となるよう、23年度は2.3%で据え置き、24年4月から2.5%、26年7月から2.7%と段階的に引きあがっていく見込みです。

厚生労働省「第123回労働政策審議会障害者雇用分科会」より

求人広告掲載件数等集計結果



出所：公益社団法人全国求人情報協会データより当社作成

公益社団法人全国求人情報協会が集計した2022年の求人広告掲載件数の合計は1,514万7,649件となり、前年比で+39.1%で着地しました。2022年の毎月の求人広告掲載件数については、100万件以上を維持し続けています。年間を通しての動きをみると4月には前年同月比+60.0%まで回復後、新型コロナの影響もあり、4月以降のプラスの伸びが小幅になり、10月は前年同月比+43.5%に一次的に上昇。同協会では、新型コロナの感染状況が落ち着いたことで、以前の水準に戻りつつあるとみているよう。

市場データ

労働力調査(詳細集計) 2022年平均結果

(総務省 2023年2月公表)

■調査時期：2022年

① 正規、非正規の職員（含む従業員）
(役員を除く雇用者)

- ・ 正規職員 3,588万人
- ・ 非正規職員 2,101万人

正規職員は前年比+1万人となり、8年連続増加。非正規職員は3年ぶりに増加に転じ、前年比+26万人でした。

② <非正規職員> 現職の雇用形態に
ついた理由別内訳

- ・ 自分の都合のよい時間に働きたい
679万人（前年比22万人増加）
- ・ 家計補助・学費等を得たい
389万人（前年比2万人増加）
- ・ 正規職員の仕事がないから
210万人（前年比6万人減少）

非正規職員の過去10年間の推移は、「自分の都合のよい時間に働きたい」は2020年を除き増加、「家計補助・学費等を得たい」は横ばい、「正規職員の仕事がないから」は10年前の2013年比130万人減少となっており、不本意非正規労働者は減少傾向にあります。

株式会社アヴァンティスタッフ

本社
東京都中央区日本橋兜町6-7

本社代表 03-6703-8337
横浜支店 045-325-0211
名古屋支店 052-229-1521
大阪営業課 06-6206-1160

Web サイト
www.avantistaff.com

HRタイムズ最新号はHPでも
ご覧いただけます。
⇒ 当社HP（上記WEBサイト）
⇒ 企業ご担当者の方⇒ お知らせ

HRタイムズに関するご意見、
ご要望は以下までお願いしま
す。

業務企画部 03-6703-8337